

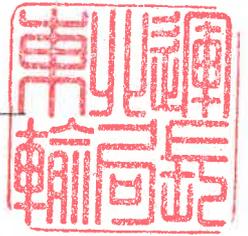
公 示

公示第36号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」の一部を次のとおり改正したので公示する。

令和2年9月11日

東北運輸局長 亀山 秀



「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成29年9月1日付け公示第39号）の一部を別添のとおり改正する。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事業及び事業計画変更認可申請事業等の処理方針について（平成29年9月1日付け公示第39号）

新	旧
<p>公示第39号 平成29年9月1日 令和元年10月10日 <u>一部改正</u> <u>令和2年9月11日</u></p> <p>公示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事業及び事業計画変更認可申請事業等の処理方針について</p> <p>標記について、事案の迅速かつ適確な処理を図るため、下記により処理することとしたので公示する。</p> <p>平成29年9月1日</p> <p>東北運輸局長 尾 関 良 夫</p> <p>記</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事業等に対する審査は、貨物自動車運送事業法第6条及び第35条第3項に規定する許可基準等に基づいて、厳正かつ公平に行うが、次の事項については、この公示の定めるところにより審査する。</p>	<p>公示第39号 平成29年9月1日 令和元年10月10日 一部改正</p> <p>公示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事業及び事業計画変更認可申請事業等の処理方針について</p> <p>標記について、事案の迅速かつ適確な処理を図るため、下記により処理することとしたので公示する。</p> <p>平成29年9月1日</p> <p>東北運輸局長 尾 関 良 夫</p> <p>記</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事業等に対する審査は、貨物自動車運送事業法第6条及び第35条第3項に規定する許可基準等に基づいて、厳正かつ公平に行うが、次の事項については、この公示の定めるところにより審査する。</p>

<p>I. (略)</p> <p>II. 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて行う貨物自動車運送事業（以下、「貨客混載貨物事業」という。）の許可</p> <p>1. 一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）が一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「乗合車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合において、350キログラム以上の貨物を運送する場合における一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 損害賠償能力</p> <p>I. 1. (10) のほか、以下によること。</p> <p>① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和2年金融庁告示第8号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入することで足りることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(11) ～ (12) (略)</p> <p>2. 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「貸切バス車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 許可に付す条件</p> <p>I. 5. (1) によるほか、以下によること。</p> <p>① 運送を行う区域</p> <p>貨物運送を行う区域は、発地若しくは着地が過疎地域自立促進特別措置法（平</p>	<p>I. (略)</p> <p>II. 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて行う貨物自動車運送事業（以下、「貨客混載貨物事業」という。）の許可</p> <p>1. 一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）が一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「乗合車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合において、350キログラム以上の貨物を運送する場合における一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 損害賠償能力</p> <p>I. 1. (10) のほか、以下によること。</p> <p>① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（平成29年金融庁告示第6号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入することで足りることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(11) ～ (12) (略)</p> <p>2. 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「貸切バス車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 許可に付す条件</p> <p>I. 5. (1) によるほか、以下によること。</p> <p>① 運送を行う区域</p> <p>貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平</p>
---	--

(平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域若しくは同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が 3 万人に満たないもの又は発地若しくは着地が同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域若しくは同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が 3 万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であつた人口 3 万人未満の区域が含まれる場合における当該区域 (以下「過疎地域」という。) とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

② ～ ⑥ (略)
(12) (略)

3. ～ 4. (略)

Ⅲ. (略)

附 則

1. ～ 2. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和 2 年 9 月 1 1 日 公示第 3 6 号)

1. 本処理方針は、令和 2 年 9 月 1 1 日以降に申請又は届出を受け付けたものから適用するものとする。

成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が 3 万人に満たないもの (以下「過疎地域」という。) とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

② ～ ⑥ (略)
(12) (略)

3. ～ 4. (略)

Ⅲ. (略)

附 則

1. ～ 2. (略)

附 則 (略)